

消費税の申告がお済みでない方へ

消費税の申告期限は27年3月31日（火）です。

派遣税理士による電子申告代理送信は行いませんので、提出書類に印鑑の押印が必要です。（本人送信の場合は電子証明書付住基カードが必要です。）

申告の際に必要なもの

平成24年～26年までの所得税決算書（収支内訳書）の控え

平成24年、25年の消費税確定申告書の控え

直近3年間に提出された消費税に関する各種届出書

一般課税の方は、平成26年分の帳簿書類（売上、仕入、経費の明細が分かるもの）

一般課税の場合、26年中に購入した事業用固定資産の購入額の分かる明細書類

一般課税の場合、26年中に受けた車検の明細書類

一般課税の場合、棚卸調整の計算が必要な場合があるため、平成25年が課税事業者であったかどうか分かる書類が必要です。（23年の決算書又は25年の消費税申告書）

簡易課税の場合、課税売上高の事業区分別の明細（更に1～3月分の集計、4月～12月の集計が必要です。）

中間納付があった方は、その納付金額

※平成26年4月1日以降消費税率が5%から8%に引き上げられたことから、平成26年の消費税の確定申告については、旧税率と新税率を区分しておく必要があります。

簡易課税の方は、課税売上高について旧・新税率の区分が必要です。

一般課税の方は、課税売上高及び課税仕入高（仕入、経費）について、旧・新税率の区分が必要です。必ず帳簿書類のご準備をお願いします。

※尚、本来であれば消費税の申告の必要のない方が申告手続きにいらっしゃるケースが散見されます。まず、24年の売上高をご確認ください。

① 24年は消費税を申告する必要がなかった方

24年の総売上高のうち、非課税売上を除いた額が、1,000万円以下であれば、今年の消費税の申告義務は免除されます。

② 24年は消費税を申告している方

24年の総売上高のうち、非課税売上を除いた額が、1,050万円以下であれば、今年の消費税の申告義務は免除されます。